

組合市町村人事主管課長 殿

宮城県市町村職員退職手当組合
事務局長 加藤 祐



平成28年1月1日以降退職者の退職所得に係る所得税等の手続に関する取扱い
について（依頼）

本組合の業務運営につきましては日頃格別のご協力賜り厚くお礼申し上げます。

さて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の施行に伴い、平成28年1月1日以降退職者の退職所得に係る税務関係書類（「退職所得の受給に関する申告書・退職所得申告書」及び「退職手当金等受給者別支払調書」）について、番号法第2条第5項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）の記載が必要となりましたので、下記により対応いただきますようよろしくお取り計らい願います。

記

- 1 「退職手当の受給に関する申告書・退職所得申告書」（以下「申告書」という。）について
 - ① 申告書の様式が改正（別紙1参照）され、新たに個人番号欄が設けられましたので、当該欄に個人番号の記載が必要となりました。退職される職員の方に個人番号を記載頂く際には、お手数でも税務署に提出するために必要である旨を説明して下さるようお願いいたします。
 - ② 組合では申告書に記載された個人番号とその身元を確認する必要がありますので、確認するための書類として「個人番号カード（両面写）」又は「個人番号通知カード（写）」及び「運転免許証（写）」の添付をお願いします。（個人番号カード等の写しが添付出来ない場合は、4により確認書類を添付願います。）
- ※ なお、「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票（受給者交付分）」への個人番号の付記は不要（別紙2参照）となっているため、組合市町村を通じて退職した職員へ交付頂く源泉徴収票には個人番号を表示しませんので、予めご承知置き願います。
- 2 死亡退職の場合について
 - ① 相続税の対象となるため申告書の提出は不要ですが、組合から税務署へ提出する「退職手当金等受給者別支払調書」には個人番号を記載し提出することとなります。
 - ② 遺族の方には支払調書を作成する際に必要である旨を説明頂き、1②と同様に、当該職員及び遺族の個人番号と身元を確認できる書類を提出願います。
- ※ なお、死亡退職においては遺族一人あたりの退職手当支給額が100万円以上の場合に、個人番号が必要となりますので、死亡退職が出た場合は組合へご一報願います。

3 個人番号の取扱いにおける組合の安全管理措置について

組合は個人番号の記載された申告書及び各確認書類について、番号法及び特定個人情報保護委員会の定める「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」を遵守し適正に取り扱います。

なお、個人番号が記載された書類を郵送の際は、漏洩や紛失の事故防止のため、できるだけ追跡可能な簡易書留等による方法での送付をお願いいたします。

4 添付書類

「個人番号カード（写）」の添付が出来ない場合は、次の「個人番号確認書類」と「身元確認書類」をそれぞれ添付願います。（確認書類はいずれも写し。）

個人番号確認書類 (いずれか1点)	① 個人番号通知カード ② 個人番号が記載された、住民票又は住民票記載事項証明書 ③ その他（①②が困難であると認められる場合） 「自身の個人番号に相違ない旨の申立書」（作成から6ヶ月以内のもの。別紙3参照。）
身元確認書類 (①1点又は②の2点)	① 次の顔写真付書類のいずれか1点 ・ 運転免許証 ・ 運転経歴証明書 ・ 旅券 ・ 身体障害者手帳等 ・ その他（上記書類が困難な場合。官公署から発行された、顔写真表示と個人識別事項の記載のある書類。） ② 次の顔写真無しの書類のいずれか2点 ・ 公的医療保険の被保険者証 ・ 年金手帳 ・ 児童扶養手当証明書等 ・ その他（上記書類が困難な場合。官公署からの発行された、個人識別事項の記載のある書類。）

注：個人識別事項…「個人番号通知カード」又は「住民票等」に記載のある、「氏名」及び「生年月日又は住所」

宮城県市町村職員退職手当組合

担当：総務課

TEL 022-221-2030